



建設残土捨場及び河川改修事業に関する変更協定書

仙台市（以下「甲」という。）と株式会社ニューワールドビルメン（以下「乙」という。）とが、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 19 条の規定に基づき、平成 19 年 4 月 26 日に締結した建設残土捨場及び河川改修事業に関する協定書（以下「協定」という。）及び平成 21 年 3 月 25 日に締結した建設残土捨場及び河川改修事業に関する変更協定書（以下「変更協定」という。）のうち、協定第 3 条及び変更協定に規定する事業計画を変更することについて、協定第 8 条に規定する協議を行い、これが整ったため、協定第 3 条に規定する開発事業計画書を別添のとおり変更し、変更協定を締結する。

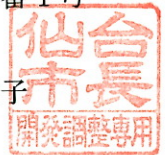
この変更を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 26 年 3 月 11 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

仙台市

代表者 市長 奥山 恵美子



乙 仙台市泉区実沢字中山南 31 番 5

株式会社ニューワールドビルメン

代表取締役 高見 広樹

